

厚生労働省発生食 1107 第 1 号  
令和 4 年 11 月 7 日

薬事・食品衛生審議会  
会長 太田 茂 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信  
( 公 印 省 略 )

諮問書

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

1 次に掲げる農薬等の食品中の残留基準の設定について

動物用医薬品イソシンコメロン酸二プロピル  
動物用医薬品ジミナゼン  
動物用医薬品ピリメタミン  
動物用医薬品マホプラジン  
農薬・動物用医薬品イソプロチオラン  
農薬ジエトフェンカルブ  
農薬バリダマイシン  
農薬ピリダクロメチル  
農薬メトブロムロン

以上

令和5年2月16日

薬事・食品衛生審議会  
食品衛生分科会長 村田 勝敬 殿

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会  
農薬・動物用医薬品部会長 穂山 浩

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会  
農薬・動物用医薬品部会報告について

令和4年11月7日付け厚生労働省発食1107第1号をもって諮問された、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第13条第1項の規定に基づく別紙の3品目の動物用医薬品に係る食品中の動物用医薬品の残留基準の設定について、当部会で審議を行った結果を別添のとおり取りまとめたので、これを報告する。

(別紙)

1. イソシンコメロン酸二プロピル
2. ピリメタミン
3. マホプラジン

# 動物用医薬品の暫定基準見直し

今般の残留基準の検討については、食品中の動物用医薬品のポジティブリスト制度導入時に新たに設定された基準値（いわゆる暫定基準）の見直しについて、食品安全委員会において食品健康影響評価がなされたことを踏まえ、農薬・動物用医薬品部会において審議を行い、以下の報告を取りまとめるものである。

## I イソシンコメロン酸二プロピル

### 1. 概要

(1) 品目名：イソシンコメロン酸二プロピル [ Dipropyl isocinchomeronate ]

(2) 分類：動物用医薬品

(3) 用途：殺虫剤

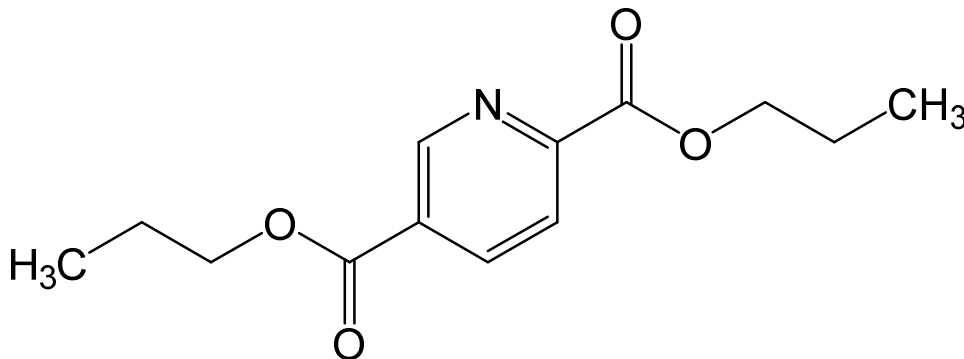
国内では、動物用医薬品としての承認や飼料添加物としての指定はされていない。海外では、動物用医薬品として、ハエ、ブヨ等を駆除するため、牛、豚等の家畜に用いられている。

(4) 化学名及びCAS番号

Dipropyl 2,5-pyridinedicarboxylate (IUPAC)

2,5-Pyridinedicarboxylic acid, dipropyl ester (CAS : No. 136-45-8)

(5) 構造式



分子式  $C_{13}H_{17}NO_4$   
分子量 251.28

## 2. 食品健康影響評価

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、食品安全委員会あて意見を求めたイソシンコメロン酸二プロピルに係る食品健康影響評価において、以下のとおり評価されている。

イソシンコメロン酸二プロピルは、これまで国内外において評価が行われておらず、ADIの設定が行われていない。

各種遺伝毒性試験の結果から、イソシンコメロン酸二プロピルには遺伝毒性はないと判断した。

各種毒性試験の結果から、最も低いNOAELは、イヌを用いた1年間慢性毒性試験でみられた8.1 mg/kg 体重/日であった。

現行のリスク管理における体重（1 kg）当たり及び1日当たりの推定摂取量は、最大と試算された幼児（1～6歳）で0.00037 mg/kg 体重/日と算定されている。

したがって、イソシンコメロン酸二プロピルの体重（1 kg）当たり及び1日当たりの推定摂取量とNOAELとの比較によるMOE<sup>注1)</sup>は22,000であり、NOAELと現行のリスク管理を基にした推定摂取量には十分な余裕があると判断した。

これらのことから、本成分は、評価の考え方<sup>注2)</sup>の3(3)①に該当する成分であると判断され、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、食品健康影響は無視できる程度と考えられる

注1) 暴露マージン (Margin of Exposure) : NOAEL等の毒性指標と摂取量の大きさの違いを示す指標。リスク管理の優先度を検討するとき等に用いられる。

注2) 「暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価の考え方について」（令和2年5月18日内閣府食品安全委員会動物用医薬品専門調査会及び令和2年6月15日内閣府食品安全委員会肥料・飼料等専門調査会決定）

## 3. 諸外国における状況

JECFAにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。

米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランド（以下「主要5か国」という。）について調査した結果、各国において基準値は設定されていない。

#### 4. 基準値案

##### (1) 残留の規制対象

イソシンコメロン酸二プロピルとする。

食品健康影響評価を踏まえ、現行の規制対象を維持する。

##### (2) 基準値案

食品健康影響評価を踏まえ、現行の値を維持する。

##### (3) 本剤については、平成17年11月29日付け厚生労働省告示第499号により、食品一般の成分規格7に食品に残留する量の限度（暫定基準）が定められているが、今般、残留基準の見直しを行うことに伴い、暫定基準は削除される。

## II ピリメタミン

### 1. 概要

(1) 品目名：ピリメタミン [ Pyrimethamine ]

(2) 分類：動物用医薬品

(3) 用途：内部寄生虫駆除剤、合成抗菌剤

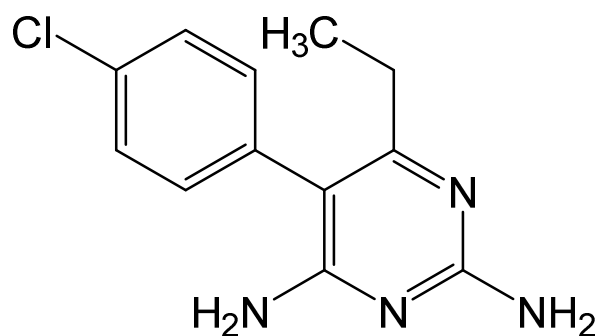
国内では、動物用医薬品として豚のトキソプラズマ症の治療や鶏のロイコチトゾーン病の治療に用いられている。海外では、主要5か国での使用はないものの、その他の国での使用状況は不明である。

(4) 化学名及びCAS番号

5-(4-Chlorophenyl)-6-ethyl-2,4-pyrimidinediamine (IUPAC)

2,4-Pyrimidinediamine, 5-(4-chlorophenyl)-6-ethyl- (CAS : No. 58-14-0)

(5) 構造式



分子式      C<sub>12</sub>H<sub>13</sub>ClN<sub>4</sub>  
分子量      248.71

## 2. 食品健康影響評価

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、食品安全委員会あて意見を求めたピリメタミンに係る食品健康影響評価において、以下のとおり評価されている。

ピリメタミンは、これまで国内外において評価が行われておらず、ADIの設定が行われていない。

各種遺伝毒性試験の結果から、ピリメタミンの染色体損傷性には閾値があると考えられ、MOE<sup>注1)</sup> による評価は可能と判断した。

各種毒性試験の結果から最も低いNOAELは、ラットを用いた発生毒性試験でみられた0.5 mg/kg 体重/日であった。

現行のリスク管理における体重（1 kg）当たり及び1日当たりの推定摂取量は、最大と試算された幼児（1～6 歳）で0.00015 mg/kg 体重/日と算定されている。

したがって、ピリメタミンの体重（1 kg）当たり及び1日当たりの推定摂取量とNOAELとの比較によるMOEは3,300であり、評価に用いた資料には生殖毒性試験が不足していることを考慮しても、NOAELと現行のリスク管理を基にした推定摂取量には十分な余裕があると判断した。また、本成分の体重（1 kg）当たり及び1日当たりの推定摂取量は、算出された微生物学的ADIを超えるものではなかった。

これらのことから、本成分は、評価の考え方<sup>注2)</sup> の3(3)①に該当する成分であると判断され、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、食品健康影響は無視できる程度と考えられる。

注1) 暴露マージン (Margin of Exposure) : NOAEL等の毒性指標と摂取量の大きさの違いを示す指標。

リスク管理の優先度を検討するとき等に用いられる。

注2) 「暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価の考え方について」（令和2年5月18日内閣府食品安全委員会動物用医薬品専門調査会及び令和2年6月15日内閣府食品安全委員会肥料・飼料等専門調査会決定）

## 3. 諸外国における状況

JECFAにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。主要5か国について調査した結果、各国において基準値は設定されていない。



#### 4. 基準値案

##### (1) 残留の規制対象

ピリメタミンとする。

食品健康影響評価を踏まえ、現行の規制対象を維持する。

##### (2) 基準値案

食品健康影響評価を踏まえ、現行の値を維持する。

##### (3) 本剤については、平成17年11月29日付け厚生労働省告示第499号により、食品一般の成分規格7に食品に残留する量の限度（暫定基準）が定められているが、今般、残留基準の見直しを行うことに伴い、暫定基準は削除される。

なお、本剤については、基準値を設定しない食品に関して、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第1 食品の部 A 食品一般の成分規格の1に示す「食品は、抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質を含有してはならない。」が適用される。

### Ⅲ マホプラジン

#### 1. 概要

(1) 品目名：マホプラジン[ Mafoprazine ]

(2) 分類：動物用医薬品

(3) 用途：鎮静剤

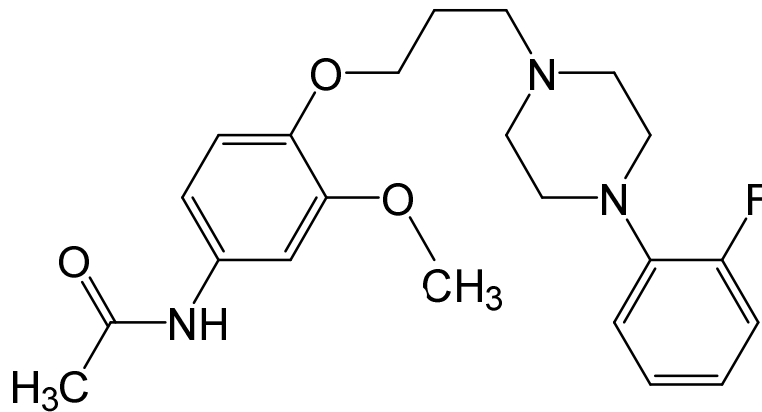
国内では、動物用医薬品として豚の鎮静に用いられている。海外では、主要5か国での使用はないものの、その他の国での使用状況は不明である。

(4) 化学名及びCAS番号

*N*-(4-{3-[4-(2-Fluorophenyl)-1-piperazinyl]propoxy}-3-methoxyphenyl)acetamide

Acetamide, *N*-[4-[3-[4-(2-fluorophenyl)-1-piperazinyl]propoxy]-3-methoxyphenyl]-  
(CAS : No. 80428-29-1)

(5) 構造式



分子式  
分子量

$C_{22}H_{28}FN_3O_3$   
401.47

## 2. 食品健康影響評価

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、食品安全委員会あて意見を求めたマホプラジンに係る食品健康影響評価において、以下のとおり評価されている。

マホプラジンは、これまで国内外において評価が行われておらず、ADIの設定が行われていない。

各種遺伝毒性試験の結果から、マホプラジンには遺伝毒性はないと判断した。

各種毒性試験の結果から、最も低いNOAELは、ラットの3週間亜急性毒性試験及び13週間亜急性毒性試験でみられた1.3 mg/kg 体重/日であった。

現行のリスク管理における体重（1 kg）当たり及び1日当たりの推定摂取量は、最大と試算された幼小児（1～6歳）で0.000062 mg/kg 体重/日と算定されている。

したがって、マホプラジンの体重（1 kg）当たり及び1日当たりの推定摂取量とNOAELとの比較によるMOE<sup>注1)</sup>は21,000であり、評価に用いた資料には慢性毒性試験、発がん性試験及び繁殖毒性試験が不足していることを考慮しても、NOAELと現行のリスク管理を基にした推定摂取量には十分な余裕があると判断した。

これらのことから、本成分は、評価の考え方<sup>注2)</sup>の3(3)①に該当する成分であると判断され、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、食品健康影響は無視できる程度と考えられる。

注1) 暴露マージン (Margin of Exposure) : NOAEL等の毒性指標と摂取量の大きさの違いを示す指標。

リスク管理の優先度を検討するとき等に用いられる。

注2) 「暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価の考え方について」（令和2年5月18日内閣府食品安全委員会動物用医薬品専門調査会及び令和2年6月15日内閣府食品安全委員会肥料・飼料等専門調査会決定）

## 3. 諸外国における状況

JECFAにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。

主要5か国について調査した結果、各国において基準値は設定されていない。

#### 4. 基準値案

##### (1) 残留の規制対象

マホプラジンとする。

食品健康影響評価を踏まえ、現行の規制対象を維持する。

##### (2) 基準値案

食品健康影響評価を踏まえ、現行の値を維持する。

(3) 本剤については、平成17年11月29日付け厚生労働省告示第499号により、食品一般の成分規格7に食品に残留する量の限度（暫定基準）が定められているが、今般、残留基準の見直しを行うことに伴い、暫定基準は削除される。

(参考)

これまでの経緯

平成17年11月29日	残留農薬基準告示
平成19年3月5日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請（イソシンコメロン酸二プロピル）
令和2年3月17日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請（ピリメタミン、マホプラジン）
令和4年9月21日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
令和4年11月7日	薬事・食品衛生審議会へ諮問
令和4年12月16日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

● 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

[委員]

- 穂山 浩 学校法人星薬科大学薬学部薬品分析化学研究室教授  
石井 里枝 埼玉県衛生研究所化学検査室長  
井之上 浩一 学校法人立命館立命館大学薬学部薬学科臨床分析化学研究室教授  
大山 和俊 一般財団法人残留農薬研究所業務執行理事・化学部長  
折戸 謙介 学校法人麻布獣医学園理事（兼）麻布大学獣医学部生理学教授  
加藤 くみ子 学校法人北里研究所北里大学薬学部分析化学教室教授  
魏 民 公立大学法人大阪大阪公立大学大学院医学研究科  
環境リスク評価学准教授  
佐藤 洋 国立大学法人岩手大学農学部共同獣医学科比較薬理毒性学研究室教授  
佐野 元彦 国立大学法人東京海洋大学学術研究院海洋生物資源学部門教授  
須恵 雅之 学校法人東京農業大学応用生物科学部農芸化学科生物有機化学研究  
室教授  
瀧本 秀美 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所  
国立健康・栄養研究所栄養疫学・食育研究部長  
中島 美紀 国立大学法人金沢大学ナノ生命科学研究所  
薬物代謝安全性学研究室教授  
永山 敏廣 学校法人明治薬科大学薬学部特任教授  
根本 了 国立医薬品食品衛生研究所食品部主任研究官  
野田 隆志 一般社団法人日本植物防疫協会信頼性保証室付技術顧問  
二村 睦子 日本生活協同組合連合会常務理事

(○：部会長)

答申（案）

イソシンコメロン酸二プロピル

今回基準値を設定するイソシンコメロン酸二プロピルの規制対象は、イソシンコメロン酸二プロピルのみとする。

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.1
豚の筋肉	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>注1)</sup> の筋肉	0.1
牛の脂肪	0.1
豚の脂肪	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1
牛の肝臓	0.1
豚の肝臓	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1
牛の腎臓	0.1
豚の腎臓	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1
牛の食用部分 <sup>注2)</sup>	0.1
豚の食用部分	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1
乳	0.004
鶏の筋肉	0.004
その他の家きん <sup>注3)</sup> の筋肉	0.004
鶏の脂肪	0.004
その他の家きんの脂肪	0.004
鶏の肝臓	0.004
その他の家きんの肝臓	0.004
鶏の腎臓	0.004
その他の家きんの腎臓	0.004
鶏の食用部分	0.004
その他の家きんの食用部分	0.004
鶏の卵	0.004
その他の家きんの卵	0.004
魚介類（さけ目魚類に限る。）	0.004
魚介類（うなぎ目魚類に限る。）	0.004
魚介類（すずき目魚類に限る。）	0.004
魚介類（その他の魚類 <sup>注4)</sup> に限る。）	0.004
魚介類（貝類に限る。）	0.004
魚介類（甲殻類に限る。）	0.004
その他の魚介類 <sup>注5)</sup>	0.004
はちみつ	0.004

注1)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注2)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注3)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

注4)「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びすずき目類以外のものをいう。

注5)「その他の魚介類」とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。

答申（案）

ピリメタミン

今回基準値を設定するピリメタミンの規制対象は、ピリメタミンのみとする。

食品名	残留基準値 ppm
豚の筋肉	0.05
豚の脂肪	0.05
豚の肝臓	0.05
豚の腎臓	0.05
豚の食用部分 <sup>注1)</sup>	0.05
鶏の筋肉	0.05
鶏の脂肪	0.05
鶏の肝臓	0.05
鶏の腎臓	0.05
鶏の食用部分	0.05

注1)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。



答申（案）

マホプラジン

今回基準値を設定するマホプラジンの規制対象は、マホプラジンのみとする。

食品名	残留基準値 ppm
豚の筋肉	0.03
豚の脂肪	0.03
豚の肝臓	0.03
豚の腎臓	0.03
豚の食用部分 <sup>注1)</sup>	0.03

注1)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

府食第514号  
令和4年9月21日

厚生労働大臣  
加藤 勝信 殿

食品安全委員会  
委員長 山本 茂貴

### 食品健康影響評価の結果の通知について

平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305029号をもって厚生労働大臣から当委員会に意見を求められたイソシンコメロン酸二プロピルに係る食品健康影響評価の結果は下記のとおりですので、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第23条第2項の規定に基づき通知します。

なお、食品健康影響評価の詳細は別添のとおりです。

### 記

イソシンコメロン酸二プロピルのNOAELと現行のリスク管理を基にした体重（1 kg）当たり及び1日当たりの推定摂取量には十分な余裕があると判断した。

このことから、本成分は「暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価の考え方について」（令和2年5月18日動物用医薬品専門調査会及び令和2年6月15日肥料・飼料等専門調査会決定）の3（3）①に該当する成分であると判断され、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、食品健康影響は無視できる程度と考えられる。

別添

動物用医薬品評価書  
イソシンコメロン酸ニプロピル

令和4年（2022年）9月

食品安全委員会

## 目次

	頁
○ 審議の経緯 .....	2
○ 食品安全委員会委員名簿 .....	2
○ 食品安全委員会動物用医薬品専門委員名簿 .....	3
I. 有効成分の概要及び安全性に関する知見 .....	4
1. 一般名及び構造 .....	4
2. 用途 .....	4
3. 使用目的 .....	4
4. 提出された毒性試験の概要 .....	4
II. 食品健康影響評価 .....	4
表1 遺伝毒性試験の概要 .....	6
表2 各毒性試験の概要 .....	7
・ 別紙：検査値等略称 .....	9
・ 参照 .....	10

## 〈審議の経緯〉

- 2007年 3月 5日 厚生労働大臣から残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請（厚生労働省発食安第0305029号）関係資料の接受
- 2007年 3月 8日 第181回食品安全委員会（要請事項説明）
- 2020年 7月 7日 厚生労働省へ追加資料提出依頼
- 2020年 8月 19日 厚生労働省から追加資料送付
- 2022年 5月 19日 第252回動物用医薬品専門調査会
- 2022年 7月 19日 第867回食品安全委員会（報告）
- 2022年 7月 20日 から8月18日まで 国民からの意見・情報の募集
- 2022年 9月 14日 動物用医薬品専門調査会座長から食品安全委員会委員長へ報告
- 2022年 9月 20日 第873回食品安全委員会（報告）  
（9月21日付で厚生労働省に通知）

## 〈食品安全委員会委員名簿〉

(2009年6月30日まで)	(2011年1月6日まで)	(2012年6月30日まで)
見上 彪 (委員長)	小泉 直子 (委員長)	小泉 直子 (委員長)
小泉 直子 (委員長代理*)	見上 彪 (委員長代理*)	熊谷 進 (委員長代理*)
長尾 拓	長尾 拓	長尾 拓
野村 一正	野村 一正	野村 一正
畑江 敬子	畑江 敬子	畑江 敬子
廣瀬 雅雄**	廣瀬 雅雄	廣瀬 雅雄
本間 清一	村田 容常	村田 容常
* : 2007年2月1日から	* : 2009年7月9日から	* : 2011年1月13日から
** : 2007年4月1日から		

(2015年6月30日まで)	(2017年1月6日まで)	(2018年6月30日まで)
熊谷 進 (委員長*)	佐藤 洋 (委員長)	佐藤 洋 (委員長)
佐藤 洋 (委員長代理)	山添 康 (委員長代理)	山添 康 (委員長代理)
山添 康 (委員長代理)	熊谷 進	山本 茂貴
三森 国敏 (委員長代理)	吉田 緑	吉田 緑
石井 克枝	石井 克枝	石井 克枝
上安平 淑子	堀口 逸子	堀口 逸子
村田 容常	村田 容常	村田 容常
* : 2012年7月2日から		

(2021年6月30日まで)	(2021年7月1日から)
佐藤 洋 (委員長)	山本 茂貴 (委員長)
山本 茂貴 (委員長代理)	浅野 哲 (委員長代理 第一順位)
川西 徹	川西 徹 (委員長代理 第二順位)

吉田 緑  
香西 みどり  
堀口 逸子  
吉田 充

脇 昌子 (委員長代理 第三順位)  
香西 みどり  
松永 和紀  
吉田 充

\* : 2018年7月2日から

〈食品安全委員会動物用医薬品専門委員名簿〉

(2021年10月1日から)

青山 博昭 (座長) \*

桑村 充

内木 綾

石塚 真由美 (座長代理) \*\*

島田 章則

中西 剛

青木 博史

島田 美樹

宮田 昌明

稲見 圭子

須永 藤子

山本 昌美

伊吹 裕子

寺岡 宏樹

\* : 2021年11月15日から

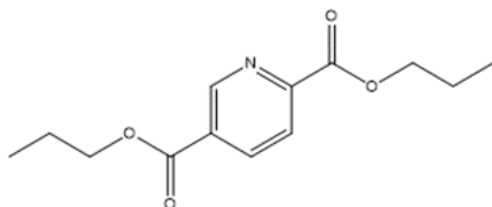
\*\* : 2022年5月19日から

## I. 有効成分の概要及び安全性に関する知見

### 1. 一般名及び構造

一般名：イソシンコメロン酸二プロピル

<構造>



### 2. 用途

動物用医薬品

### 3. 使用目的

殺虫剤

### 4. 提出された毒性試験の概要

表1、表2参照

## II. 食品健康影響評価

食品中に残留する農薬等のポジティブリスト制の導入に際して、現行の食品、添加物等の規格基準（昭和34年12月28日厚生省告示第370号）第1食品の部A食品一般の成分規格の項及びD各条の項において残留基準（参照1）が設定されているイソシンコメロン酸二プロピルについて、食品健康影響評価を実施した。

具体的な評価は、「暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順」（平成18年6月29日食品安全委員会決定）の2（2）①の「その他の方法」として、動物用医薬品専門調査会及び肥料・飼料等専門調査会において定めた「暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価の考え方について」（令和2年5月18日動物用医薬品専門調査会及び令和2年6月15日肥料・飼料等専門調査会決定。以下「評価の考え方」という。）に基づき、厚生労働省から提出された資料（参照2～6）を用いて行った。

イソシンコメロン酸二プロピルは、これまで国内外において評価<sup>1</sup>が行われておらず、ADIの設定が行われていない。

各種遺伝毒性試験（表1）の結果から、イソシンコメロン酸二プロピルには遺伝毒性はないと判断した。

各種毒性試験（表2）の結果から、最も低いNOAELは、イヌを用いた1年間慢性毒性試験でみられた8.1 mg/kg 体重/日であった。

現行のリスク管理における体重（1 kg）当たり及び1日当たりの推定摂取量は、最大と試算された幼児（1～6歳）で0.00037 mg/kg 体重/日<sup>2</sup>（参照4）と算定されてい

<sup>1</sup> EPAは非食用途（住環境用）成分としての評価を行っている（参照3～5）。

<sup>2</sup> 平成17年～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書をもとにしたTMDI（Theoretical Maximum Daily Intake：理論最大1日摂取量）による。

る。

したがって、イソシンコメロン酸二プロピルの体重 (1 kg) 当たり及び1日当たりの推定摂取量と NOAEL との比較による MOE は 22,000 であり、NOAEL と現行のリスク管理を基にした推定摂取量には十分な余裕があると判断した。

これらのことから、本成分は、評価の考え方の3 (3) ①に該当する成分であると判断され、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、食品健康影響は無視できる程度と考えられる。



表 1 遺伝毒性試験の概要

試験		対象	用量	結果	参照
<i>in vitro</i>	復帰突然変異試験	<i>Salmonella typhimurium</i> <sup>a</sup>	100~5,000 µg/plate <sup>b</sup> (MS)	陰性	参照 3、5
<i>in vitro</i>	遺伝子突然変異試験①	マウスリンパ腫細胞 (L5178Y TK+/-)	0.13~1.2 µL/mL (±S9) 0.024~0.32 µL/mL <sup>c</sup> (±S9)	陰性 <sup>d</sup>	参照 3、5
<i>in vitro</i>	遺伝子突然変異試験②	チャイニーズハムスター卵巣細胞(CHO-HGPRT)	0.0001~1.0 µL/mL <sup>e</sup> (±S9)	陰性	参照 3、5
<i>in vitro</i>	UDS試験	ラット培養肝細胞	0.001~0.2 µL/mL <sup>f</sup>	陰性	参照 3、5

MS : ミクロソーム、±S9 : 代謝活性系下存在及び非存在下

a : 試験対象の詳細は不明であったが、資料名より判断した (参照 5)。

b : 細胞毒性の用量 (5,000 µg/plate) まで試験されている。

c : 細胞毒性の用量 (>0.18 µL/mL(-S9)、>0.24 µL/mL(+S9)) まで試験されている。

d : 10%の growth を越す、少なくとも背景対照の2倍の平均変異頻度の増加が、S9非存在下 (0.18 µL/mL : trial 4) 及びS9存在下 (trial 1 : 1.0 µL/mL、trial 2 : 0.9 及び 1.2 µL/mL) で観察された。しかしながら、S9非存在下における結果には再現性がなく、S9存在下及び非存在下の結果には用量反応性が明確でないことから、試験実施者はこの試験の結果は疑わしい (equivocal) としたが、EPAでは結果を「陰性」として取扱っている。

e : 毒性の用量 (0.2 µL/mL(-S9)、0.5 及び 1.0 µL/mL(+S9)) まで試験されている。

f : 乳酸脱水素酵素 (LDH) 活性の増加により判断できるとして、細胞毒性の用量 (0.06 µL/mL以上) まで試験されている。

表2 各毒性試験の概要

動物種	試験	投与量 (mg/kg 体重/日)	無毒性量等(mg/kg 体重/日)及び 最小毒性量でみられた所見	参照
マウス	90日間 亜急性 毒性試験 <sup>a</sup>	0、125、250、500、 1,000、2,000 混餌投与	1,000 体重減少及び体重増加抑制、食餌量 増加(3~13週)、雄：肝臓(多葉性に 軽度の黄褐色病変)、腎臓(片側に軽 度の白色病変)	参照 3
	80週間慢性 毒性/発がん性 併合試験 <sup>b</sup>	0、125、500、2,000 混餌投与	125 体重増加抑制、肝臓及び胆嚢比重量 増加、肝組織球増多症の増加(雄)	参照 3、4
ラット	急性毒性 試験	強制経口投与	LD <sub>50</sub> = 5,120 mg/kg 体重 (雄：5,230 mg/kg 体重、 雌：4,270 mg/kg 体重)	参照 3、5
	90日間 亜急性 毒性試験 <sup>a</sup>	0、125、250、500、 1,000、2,000 混餌投与	500 体重増加抑制、臓器(脾臓、腎臓、精 巣)絶対重量低下(雄)	参照 3
	2年間慢性毒 性/発がん性 併合試験 <sup>b</sup>	0、65、250、1,000 混餌投与	65 腎臓の絶対及び相対重量低下	参照 3
	2世代繁殖 毒性試験	0、65、250、1,000 混餌投与	250(親動物) 体重減少、体重増加抑制、摂餌量減 少、軽度の胆汁うっ滞、門脈胆管増 生、門脈単核細胞浸潤  65(児動物) 低体重	参照 3、4
	発生毒性 試験	0、100、300、1,000 強制経口投与 (妊娠6~15日)	300(母動物) 体重増加抑制、摂餌量減少  1,000(児動物) 投与による影響なし	参照 3
ウサギ	発生毒性 試験	0、35、100、350 強制経口投与 (妊娠7~19日)	100(母動物) 死亡率増加に先立つ体重増加抑制	参照 3

			100 (児動物) 投与による影響なし	
イヌ	1年間慢性毒性試験	雄：0、8.3、34、150 雌：0、8.1、34、120 (0、250、1,000、4,000ppm) 混餌投与	8.1 脾臓のうっ血発生頻度の増加 (雌：3/4 例)	参照3
POD (mg/kg 体重/日)			NOAEL：8.1	
POD 根拠資料			イヌの1年間慢性毒性試験	
MOE (POD/推定摂取量(mg/kg 体重/日))			22,000 (8.1/0.00037)	

a：病理組織学的検査は実施されていない。

b：マウスを用いた80週間慢性毒性/発がん性併合試験において、2,000 mg/kg 体重/日投与群の雌で肝細胞腺腫の発生率の増加、雄で細気管支・肺胞腺腫の発生率の増加、ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験において、1,000 mg/kg 体重/日投与群の雌雄で肝腫瘍及び腎細胞癌の発生率の増加がそれぞれ認められたが、これらの症状は高用量投与群のみでみられたこと、遺伝毒性試験が陰性であることから、閾値の設定は可能と考えられ、MOEを用いた評価は可能と判断した。

<別紙：検査値等略称>

略称等	名称
ADI	許容一日摂取量：Acceptable Daily Intake
EPA	米国環境保護庁：Environmental Protection Agency
LD <sub>50</sub>	半数致死量：Lethal Dose 50%
MOE	ばく露マージン（ばく露幅）：Margin of Exposure
NOAEL	無毒性量：No-Observed-Adverse-Effect Level
POD	出発点：Point of Departure

<参照>

1. 食品、添加物等の規格基準（昭和34年12月28日厚生省告示第370号）
2. 厚生労働省：イソシンコメロン酸二プロピルに関する資料
3. EPA: MGK® Repellent 326: HED Toxicology Chapter for the Reregistraion Eligibility Decision Document (RED), 2003 (ID EPA-HQ-OPP-2003-0123-0007)
4. EPA: MGK® Repellent 326- Revised Report of the Hazard Identification Assessment Review Committee. 2003 (ID EPA-HQ-OPP-2003-0123-0008)
5. EPA: Reregistration Eligibility Decision (RED) “Di-n-propyl isocinchomeronate (MGK® Repellent 326)” [Revised: 03/11/05], 2003 (ID EPA-HQ-OPP-2003-0123-0011)
6. 厚生労働省：イソシンコメロン酸二プロピルの推定摂取量（令和2年8月19日）

府 食 第 5 2 2 号  
令 和 4 年 9 月 2 1 日

厚生労働大臣  
加藤 勝信 殿

食品安全委員会  
委員長 山本 茂貴

### 食品健康影響評価の結果の通知について

令和2年3月17日付け厚生労働省発生食第0317第1号をもって厚生労働大臣から当委員会に意見を求められたピリメタミンに係る食品健康影響評価の結果は下記のとおりですので、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第23条第2項の規定に基づき通知します。

なお、食品健康影響評価の詳細は別添のとおりです。

### 記

ピリメタミンのNOAELと現行のリスク管理を基にした体重（1 kg）当たり及び1日当たりの推定摂取量には十分な余裕があると判断した。また、本成分の体重（1 kg）当たり及び1日当たりの推定摂取量は、算出された微生物学的ADIを超えるものではなかった。

これらのことから、本成分は「暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価の考え方について」（令和2年5月18日動物用医薬品専門調査会及び令和2年6月15日肥料・飼料等専門調査会決定）の3（3）①に該当する成分であると判断され、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、食品健康影響は無視できる程度と考えられる。

# 動物用医薬品評価書

ピリメタミン

令和4年（2022年）9月

食品安全委員会

## 目次

	頁
○ 審議の経緯 .....	2
○ 食品安全委員会委員名簿.....	2
○ 食品安全委員会肥料・飼料等専門委員名簿 .....	3
I. 有効成分の概要及び安全性に関する知見.....	4
1. 一般名及び構造 .....	4
2. 用途.....	4
3. 使用目的 .....	4
4. 提出された毒性試験の概要 .....	4
II. 食品健康影響評価 .....	4
表1 遺伝毒性試験の概要 .....	6
表2 各毒性試験の概要.....	8
・ 別紙：検査値等略称.....	10
・ 参照 .....	11



## 〈審議の経緯〉

- 2020年 3月 17日 厚生労働大臣から残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請（厚生労働省発生食 0317 第1号）関係資料の接受
- 2020年 3月 24日 第777回食品安全委員会（要請事項説明）
- 2022年 4月 25日 第173回肥料・飼料等専門調査会
- 2022年 7月 19日 第867回食品安全委員会（報告）
- 2022年 7月 20日 から8月 18日まで 国民からの意見・情報の募集
- 2022年 9月 14日 肥料・飼料等専門調査会座長から食品安全委員会委員長へ報告
- 2022年 9月 20日 第873回食品安全委員会（報告）
- 9月21日付で厚生労働大臣に通知

## 〈食品安全委員会委員名簿〉

(2011年1月6日まで)	(2012年6月30日まで)	(2015年6月30日まで)
小泉 直子（委員長）	小泉 直子（委員長）	熊谷 進（委員長*）
見上 彪（委員長代理*）	熊谷 進（委員長代理*）	佐藤 洋（委員長代理）
長尾 拓	長尾 拓	山添 康（委員長代理）
野村 一正	野村 一正	三森 国敏（委員長代理）
畑江 敬子	畑江 敬子	石井 克枝
廣瀬 雅雄	廣瀬 雅雄	上安平 淑子
村田 容常	村田 容常	村田 容常

\* : 2011年1月13日から

\* : 2012年7月2日から

(2017年1月6日まで)	(2018年6月30日まで)	(2021年6月30日まで)
佐藤 洋（委員長）	佐藤 洋（委員長）	佐藤 洋（委員長*）
山添 康（委員長代理）	山添 康（委員長代理）	山本 茂貴（委員長代理*）
熊谷 進	山本 茂貴	川西 徹
吉田 緑	吉田 緑	吉田 緑
石井 克枝	石井 克枝	香西 みどり
堀口 逸子	堀口 逸子	堀口 逸子
村田 容常	村田 容常	吉田 充

\* : 2018年7月2日から

## (2021年7月1日から)

- 山本 茂貴（委員長）
- 浅野 哲（委員長代理 第一順位）
- 川西 徹（委員長代理 第二順位）
- 脇 昌子（委員長代理 第三順位）
- 香西 みどり
- 松永 和紀
- 吉田 充

〈食品安全委員会肥料・飼料等専門委員名簿〉

(2022年4月1日から)

森田 健 (座長)  
川本 恵子 (座長代理)  
吉田 敏則 (座長代理)  
赤沼 三恵      植田 富貴子  
新井 鐘蔵      小林 健一  
荒川 宜親      佐々木 一昭  
井上 薫      高橋 研  
今田 千秋      中山 裕之

〈第173回肥料・飼料等専門調査会専門参考人名簿〉

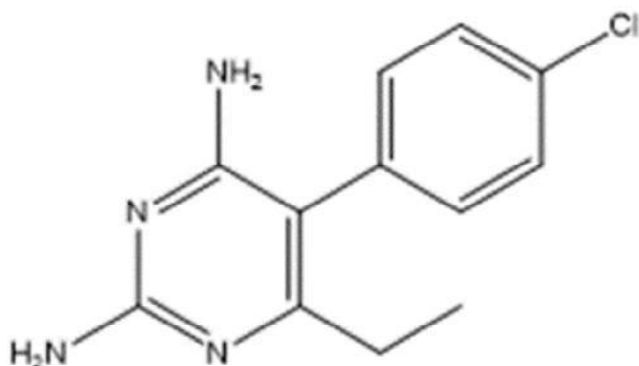
今井 俊夫 (国立研究開発法人 国立がん研究センター 研究所動物実験施設長)  
山田 雅巳 (防衛大学校 応用科学群 応用化学科教授)  
山中 典子 (国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究部門  
疾病対策部 病性鑑定室)

## I. 有効成分の概要及び安全性に関する知見

### 1. 一般名及び構造

一般名：ピリメタミン

<構造>



### 2. 用途

動物用医薬品

### 3. 使用目的

合成抗菌剤、内部寄生虫駆除剤

### 4. 提出された毒性試験の概要

表1、表2参照

## II. 食品健康影響評価

食品中に残留する農薬等のポジティブリスト制の導入に際して、現行の食品、添加物等の規格基準（昭和34年12月28日厚生省告示第370号）第1食品の部A食品一般の成分規格の項及びD各条の項において残留基準（参照1）が設定されているピリメタミンについて、食品健康影響評価を実施した。

具体的な評価は、「暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順」（平成18年6月29日食品安全委員会決定）の2（2）①の「その他の方法」として、動物用医薬品専門調査会及び肥料・飼料等専門調査会において定めた「暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価の考え方について」（令和2年5月18日動物用医薬品専門調査会及び令和2年6月15日肥料・飼料等専門調査会決定。以下「評価の考え方」という。）に基づき、厚生労働省から提出された資料（参照2～24）を用いて行った。

ピリメタミンは、これまで国内外において評価が行われておらず、ADIの設定が行われていない。

各種遺伝毒性試験（表1）の結果から、ピリメタミンの染色体損傷性には閾値があると考えられ、MOEによる評価は可能と判断した。

各種毒性試験（表2）の結果から最も低いNOAELは、ラットを用いた発生毒性試験でみられた0.5 mg/kg 体重/日であった。

現行のリスク管理における体重（1 kg）当たり及び1日当たりの推定摂取量は、最大

と試算された幼小児（1～6歳）で0.00015 mg/kg 体重/日<sup>1</sup>（参照 24）と算定されている。

したがって、ピリメタミンの体重（1 kg）当たり及び1日当たりの推定摂取量とNOAELとの比較によるMOEは3,300であり、評価に用いた資料には生殖毒性試験が不足していることを考慮しても、NOAELと現行のリスク管理を基にした推定摂取量には十分な余裕があると判断した。また、本成分の体重（1 kg）当たり及び1日当たりの推定摂取量は、算出された微生物学的ADIを超えるものではなかった。

これらのことから、本成分は、評価の考え方の3（3）①に該当する成分であると判断され、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、食品健康影響は無視できる程度と考えられる。

---

<sup>1</sup> 平成17年～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書をもとにしたTMDI（Theoretical Maximum Daily Intake：理論最大1日摂取量）による。

表 1 遺伝毒性試験の概要

試験		対象	用量	結果	参照
<i>in vitro</i>	復帰突然変異試験	<i>Salmonella typhimurium</i> (TA1535、TA1537、TA98、TA100) <i>Escherichia coli</i> (WP2uvrA)	9.77~313 µg/plate (-S9) 9.77~1,250 µg/plate (+S9)	陰性 <sup>a</sup>	参照 3
<i>in vitro</i>	染色体異常試験 <sup>b</sup>	チャイニーズハムスター肺由来細胞 (CHL/IU)	6 時間処理 24.6、30.7、38.4、48.0、60.0 µg/mL (-S9) 32.8、41.0、51.2 64.0、80.0 µg/mL (+S9)	陽性	参照 4
<i>in vitro</i>	染色体異常試験	チャイニーズハムスター肺由来細胞 (CHL)	24、48 時間処理 0.2、0.4、0.8、1.6 µg/mL	陽性	参照 5
<i>in vivo</i>	染色体異常試験	マウス、骨髄、精子細胞	単回腹腔内投与 5、10、20、40 mg/kg 体重	陽性	参照 6
<i>in vivo</i>	染色体異常試験	マウス、精母細胞	単回腹腔内投与 20、40、80、120 mg/kg 体重	陽性	参照 7
<i>in vivo</i>	小核試験 ①	マウス、骨髄	24 時間間隔で 2 回 強制経口投与 12.5、25、50 mg/kg 体重 <sup>c</sup>	陰性	参照 8
<i>in vivo</i>	小核試験 ② (参考) <sup>d</sup>	マウス、骨髄	単回腹腔内投与 12.5 mg/kg 体重	陽性	参照 9
<i>in vivo</i>	小核試験 ③ (参考) <sup>e</sup>	マウス、骨髄	24 時間処理 5、15、25 mg/kg 体重 48 時間処理 15 mg/kg 体重	陽性	参照 10
<i>in vivo</i>	小核試験 ④	マウス、骨髄	8 か月間経口投与 1、4、8 mg/kg 体重/日	陽性	参照 11
<i>in vivo</i>	小核試験 ⑤	マウス、骨髄	4 日間経口投与 10、25、40 mg/kg 体重/日 (末梢血：各投与後 24 時間後採取)	陰性	参照 5

			骨髄：最終投与後 24 時間後採取)		
<i>in vivo</i>	小核試験 ⑥ (参考) <sup>d</sup>	マウス、骨髄	単回腹腔内投与 10、30、60 mg/kg 体重	陰性 <sup>f</sup>	参照 12
<i>in vivo</i>	小核試験 ⑦	ラット、骨髄	単回経口投与 80、160 mg/kg 体重 3 回経口投与 20、40、80、120 mg/kg 体重 /日	陽性	参照 13
<i>in vivo</i>	小核試験 ⑧	ラット、骨髄	3 日間経口投与 30、60、120 mg/kg 体重/日  29 日間経口投与 15、30、60 mg/kg 体重/日	3 日間 陽性  29 日間 陰性	参照 14
<i>in vivo</i>	コメット アッセイ	ラット、肝臓	3 日間経口投与 30、60、120 mg/kg 体重/日  29 日間経口投与 15、30、60 mg/kg 体重/日	3 日間 陰性  29 日間 陽性	参照 14
<i>in vivo</i>	コメット アッセイ	妊娠マウス、肝 臓、腎臓、肺、 脳、脾臓、骨髄、 胎盤、胎児(頭 部)、胎児(体部)	妊娠 13 日目に単回経口投与 50 mg/kg 体重	陽性 <sup>g</sup>	参照 15

±S9：代謝活性系存在下及び非存在下

a：-S9 では全ての菌株で 313 µg/plate 以上、+S9 では *S. typhimurium* の 313 µg/plate 以上、*E. coli* の 1,250 µg/plate 以上で生育阻害がみられた。

b：6 時間処理の結果が陽性であったため、連続処理法は未実施。

c：予備試験で 100 mg/kg 体重/日投与群で 2 回目投与翌日までに雄で 1/3 匹、雌で 2/3 匹が、250 mg/kg 体重/日以上投与群で全例が死亡した。

d：腹腔内投与であること及び溶媒に DMSO を使用しており吸収の促進が考えられることから参考とした。

e：投与方法が不明であり、溶媒に DMSO を使用しており吸収の促進が考えられることから参考とした。

f：小核誘発性は認められなかったが、対照群に比べ、異数性細胞（キネトコア陽性）の割合が高かった。

g：脾臓と骨髄を除く。

注)：*in vitro* 染色体異常試験、*in vivo* 小核試験及びコメットアッセイの結果は陽性と判断された。しかしながら、その作用機序はジヒドロ葉酸還元酵素阻害によるデオキシリボヌクレオチドプールの枯渇に伴う DNA 合成時のエラー増加による DNA 損傷の誘発と考えられている。同様の作用機序及び類似の遺伝毒性を有するメソトレキセートは、DNA を標的としないことから閾値を有するとされている。したがって、ピリメタミンもメソトレキセート同様、閾値を有すると判断した。(参照 16、17、18、19) 本評価による MOE であれば、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、本成分の遺伝毒性がヒトに生じる懸念はないと判断した。

表2 各毒性試験の概要

動物種	試験	投与量 (mg/kg 体重/日)	無毒性量等(mg/kg 体重/日) 及び最小毒性量でみられた所見	参照
マウス	急性 毒性試験	強制経口投与	LD <sub>50</sub> =92 mg/kg 体重	参照 20
	急性 毒性試験	強制経口投与	LD <sub>50</sub> =96 mg/kg 体重 水溶性懸濁液	参照 20
	急性 毒性試験	強制経口投与	LD <sub>50</sub> =44.1 mg/kg 体重(雄) LD <sub>50</sub> =50.1 mg/kg 体重(雌) プロピレングリコール懸濁液	参照 20
	45日間 亜急性 毒性試験① (参考) <sup>a</sup>	0、286、714、857、 1,429、3,571、 7,143 <sup>b</sup> (0、2,000、5,000、 10,000、25,000、 50,000ppm 飼料) 混餌投与	286(LOAEL) 死亡 <sup>c</sup>	参照 21
	45日間 亜急性 毒性試験② (参考) <sup>a</sup>	0、14、36、71、 143、286 <sup>b</sup> (0、100、250、 500、1,000、 2,000ppm 飼料) 混餌投与	71 体重増加抑制	参照 21
	Tg.AC マウス を用いた 4週間亜急性 毒性試験 (参考) <sup>d</sup>	0、28.6、85.7、 171.4 経皮投与	171.4 投与による影響なし	参照 16
	Tg.AC マウス を用いた 26週間 発がん性試験 <sup>e</sup>	0、4.3、8.6(雄) 0、29、43(雌) 経皮投与	43 乳頭腫は増加しなかった	参照 16
	78週間 発がん性 試験 <sup>f</sup>	0、71、143 <sup>b</sup> (0、500、 1,000ppm 飼料) 混餌投与	143 発がん性は認められない(雌のみ) <sup>g</sup>	参照 21
ラット	45日間 亜急性毒性試 験① (参考) <sup>a</sup>	0、60、150、300、 750 <sup>b</sup> (0、1,200、3,000、 6,000、15,000、 3,000ppm 飼料)	60(LOAEL) 死亡 <sup>c,h</sup>	参照 21

		混餌投与		
	45 日間 亜急性毒性試験② (参考) <sup>a</sup>	0、5、15、30、60 <sup>b</sup> (0、100、300、 600、1,200ppm 飼料) 混餌投与	15 体重増加抑制	参照 21
	78 週間 発がん性 試験 <sup>f</sup>	0、10、20 <sup>c</sup> (0、200、 400ppm 飼料) 混餌投与	10(LOAEL) <sup>h</sup> 骨髄萎縮  発がん性は認められない	参照 21
	発生毒性 試験	0、0.15、0.5、 1.5 妊娠 0～19 日 強制経口投与	母動物：1.5 影響なし  生殖能：0.5 着床数及び生存胎児数の低値、早期吸 収胚数及び死亡胚・胎児率の高値  胎児：0.5 体重抑制	参照 22
ウ サ ギ	発生毒性 試験	0、3、12.5、50 妊娠 0～28 日 強制経口投与	母動物：12.5 排糞量の減少  生殖能：50 影響なし  胎児：50	参照 23
POD (mg/kg 体重/日)			NOAEL：0.5	
POD 根拠資料			ラットの発生毒性試験	
MOE (POD/推定摂取量(mg/kg 体重/日))			3,300 (0.5/0.00015)	
微生物学的 ADI (mg/kg 体重/日)			$\frac{0.000317^i \times 500^j}{1^k \times 60^l} = 0.0026$	参照 25

a：用量設定試験であり、検査項目が生死と体重のみであることから参考とした。

b：Environmental Health Criteria 240 (EHC240：参照 26)の換算値により推定。

c：全投与群で死亡を確認した。

d：経皮投与の試験であることから参考とした。

e：経皮投与の試験であるものの、本試験の結果も踏まえ当該成分の発がん性について判断した。

f：検査項目は体重、病理。

g：雄については試験期間中、投与に関連しない呼吸器感染症発症による死亡率が高かったことから判断できなかった。

h：当該試験における NOAEL を判断できなかったが、本評価による MOE であれば、本所見がヒトに生じる懸念はないと判断した。

i：MICcalc (mg/mL) j：ヒト結腸内容物の容積 (mL) k：微生物が利用可能な経口用量の分画 l：ヒトの体重 (kg)

注)：マウス、ラットを用いた発がん性試験及び Tg.AC マウスを用いた発がん性試験において、発がん性は認められなかった。



<別紙：検査値等略称>

略称等	名称
ADI	許容一日摂取量：Acceptable Daily Intake
DMSO	ジメチルスルホキシド：Dimethyl sulfoxide
LD <sub>50</sub>	半数致死量：Lethal Dose 50%
LOAEL	最小毒性量：Lowest-Observed-Adverse-Effect Level
MIC	最小発育阻止濃度：Minimum Inhibitory Concentration
MIC <sub>calc</sub>	試験薬が、当該試験に用いた菌に対して活性を有する属の平均MIC <sub>50</sub> の90%信頼限界の下限值
MIC <sub>50</sub>	50%最小発育阻止濃度
MOE	ばく露マージン（ばく露幅）：Margin of Exposure
NOAEL	無毒性量：No-Observed-Adverse-Effect Level
POD	出発点：Point of Departure

## <参照>

1. 食品、添加物等の規格基準（昭和34年12月28日厚生省告示第370号）
2. 厚生労働省：ピリメタミンに関する資料
3. ボゾリサーチセンター：ピリメタミンの細菌を用いる復帰突然変異試験（農林水産省委託試験）2010（非公開）
4. ボゾリサーチセンター：ピリメタミンのほ乳類培養細胞を用いる染色体異常試験（農林水産省委託試験）2010（非公開）
5. Tomoko Ono and Haruo Yoshimura : Analysis of micronucleus induction of pyrimethamine in in vitro CHL cells and in in vivo mouse bone marrow cells, *Mutagenesis*, 1996, 11; 85-88
6. Serap Çelikler, Nilüfer Aydemir, and Rahmi Bilaloğlu : A comparative study on the genotoxic effect of pyrimethamine in bone marrow and spermatogonial mice cells, *Z. Naturforsch.* 2007, 62C; 679-683.
7. N. Aydemir and R. Bilaloğlu : The cytogenetic effects of pyrimethamine on male mouse germ cells, *J. Environ. Pathol. Toxicol. Oncol.* 15 1996 79-83.
8. ボゾリサーチセンター：ピリメタミンのマウスを用いた小核試験（農林水産省委託試験）2010（非公開）
9. Palola Leopardi, Andrea Zijno, Bruno Bassani et. al : In vivo studies on chemically induced aneuploidy in mouse somatic and germinal cells, *Mutat. Res.* 1993, 287; 119-130.
10. A. Marrazzini, C. Betti, F. Bernacchi et al : Micronucleus test and metaphase analyses in mice exposed to known and suspected spindle poisons, 1994, *Mutagenesis* 9 ; 505-515.
11. B. Tunca, U. Egeli, N. Aydemir et al : Investigation of the genotoxic effect in bone marrow of Swiss albino mice exposed long-term to pyrimethamine, 2002, *Teratogenesis Carcinogenesis and Mutagenesis*, 22 ; 393-402.
12. Ramadevi Gudi, Jing Xu, Arul Thilagar : Assessment of the in vivo aneuploidy/micronucleus assay in mouse bone marrow cells with 16 chemicals, 1992, *Environ, Mol. Mutagen.* 20 ; 106-116
13. Tomoko Ono, Tatsuro Sekiya, Yoshiyuki Takahashi et al : Species-specificity of pyrimethamine in the rodent bone marrow micronucleus test, 1997, *Mutat. Res.* 390; 167-170.
14. Andreas Rothfuss, Mike O' Donovan, Marlies De Boeck et al : Collaborative study on fifteen compounds in the rat-liver Comet assay integrated into 2- and 4-week repeat-dose studies, *Mutat. Res.* 2010, 702 ; 40-69.
15. Shuji Tsuda, Yoko Kosaka, Naonori Matsusaka et al : Detection of pyrimethamine-induced DNA damage in mouse embryo and maternal organs by the modified alkaline single cell gel electrophoresis assay, *Mutat. Res.* 1998, 415 ; 69-77.
16. Kaol L. Thompson, Barry A. Rosenzweig, James L. Weaver et al : Evaluation of the Tg.AC assay: specificity testing with three noncarcinogenic pharmaceuticals that

induce selected stress gene promoters in vitro and the inhibitory effects of solvent components, 2003, Toxicol. Sci.74; 271-278.

17. James T. MacGregor, Roland Frötschlb, Paul A. White et al : IWGT report on quantitative approaches to genotoxicity risk assessment II . Use of point-of-departure (PoD) metrics in defining acceptable exposure limits and assessing human risk, Mutation Research/ Genetic Toxicology and Environmental Mutagenesis, 2015, 783; 66-78
18. UK Committee on Mutagenicity of Chemicals in Food : Consumer Products and the Environment (COM), Guidance Statement: Thresholds for in vivo Mutagens, 1 April 2010
19. IARC : IARC MONOGRAPHS ON THE EVALUATIONS OF THE CARCINOGENIC RISKS TO HUMANS Overall Evaluations of Carcinogenicity An Updating of IARC Monographs Volumes 1 to 42 SUPPLEMENT7, 1987; 241-242
20. 厚生労働省：ピリメタミン再評価資料（急性毒性）
21. Bioassay of PYRIMETHAMINE for Possible Carcinogenicity、National Cancer Institute CARCINOGENESIS Technical Report Series No.77、1978
22. 食品薬品安全センター：ラットを用いるピリメタミンの催奇形性試験（農林水産省委託試験）2015（非公開）
23. 食品薬品安全センター：ウサギを用いるピリメタミンの催奇形性試験（農林水産省委託試験）2015（非公開）
24. 厚生労働省：ピリメタミンの推定摂取量（令和2年3月17日）
25. 食品安全委員会：調査報告書 動物用抗菌性物質の微生物学的影響についての調査 2007
26. Environmental Health Criteria 240 (EHC240 Principles and Methods for the Risk Assessment of Chemicals in Food Annex 2 CONVERSION TABLE 2009

府食第513号  
令和4年9月21日

厚生労働大臣  
加藤 勝信 殿

食品安全委員会  
委員長 山本 茂貴

### 食品健康影響評価の結果の通知について

令和2年3月17日付け厚生労働省発生食第0317第1号をもって厚生労働大臣から当委員会に意見を求められたマホプラジンに係る食品健康影響評価の結果は下記のとおりですので、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第23条第2項の規定に基づき通知します。

なお、食品健康影響評価の詳細は別添のとおりです。

### 記

マホプラジンのNOAELと現行のリスク管理を基にした体重（1 kg）当たり及び1日当たりの推定摂取量には十分な余裕があると判断した。

このことから、本成分は「暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価の考え方について」（令和2年5月18日動物用医薬品専門調査会及び令和2年6月15日肥料・飼料等専門調査会決定）の3（3）①に該当する成分であると判断され、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、食品健康影響は無視できる程度と考えられる。

別添

# 動物用医薬品評価書

## マホプラジン

令和4年（2022年）9月

食品安全委員会

## 目次

	頁
○ 審議の経緯 .....	2
○ 食品安全委員会委員名簿 .....	2
○ 食品安全委員会動物用医薬品専門委員名簿 .....	2
I. 有効成分の概要及び安全性に関する知見 .....	3
1. 一般名及び構造 .....	3
2. 用途 .....	3
3. 使用目的 .....	3
4. 提出された毒性試験の概要 .....	3
II. 食品健康影響評価 .....	3
表1 遺伝毒性試験の概要 .....	5
表2 各毒性試験の概要 .....	6
・ 別紙：検査値等略称 .....	8
・ 参照 .....	9

### 〈審議の経緯〉

- 2020年 3月 17日 厚生労働大臣から残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請（厚生労働省発生食 0317 第1号）関係資料の接受
- 2020年 3月 24日 第777回食品安全委員会（要請事項説明）
- 2022年 5月 19日 第252回動物用医薬品専門調査会
- 2022年 7月 19日 第867回食品安全委員会（報告）
- 2022年 7月 20日 から8月 18日まで 国民からの意見・情報の募集
- 2022年 9月 14日 動物用医薬品専門調査会座長から食品安全委員会委員長へ報告
- 2022年 9月 20日 第873回食品安全委員会（報告）  
（9月21日付で厚生労働省に通知）

### 〈食品安全委員会委員名簿〉

（2021年6月30日まで）

佐藤 洋（委員長）  
山本 茂貴（委員長代理）  
川西 徹  
吉田 緑  
香西 みどり  
堀口 逸子  
吉田 充

（2021年7月1日から）

山本 茂貴（委員長）  
浅野 哲（委員長代理 第一順位）  
川西 徹（委員長代理 第二順位）  
脇 昌子（委員長代理 第三順位）  
香西 みどり  
松永 和紀  
吉田 充

### 〈食品安全委員会動物用医薬品専門委員名簿〉

（2021年10月1日から）

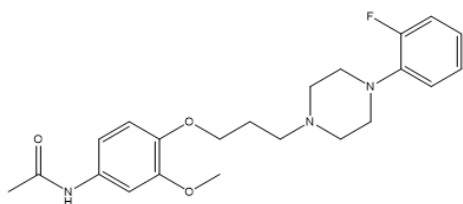
青山 博昭（座長）	桑村 充	内木 綾
石塚 真由美（座長代理）	島田 章則	中西 剛
青木 博史	島田 美樹	宮田 昌明
稲見 圭子	須永 藤子	山本 昌美
伊吹 裕子	寺岡 宏樹	

## I. 有効成分の概要及び安全性に関する知見

### 1. 一般名及び構造

一般名：マホプラジン

<構造>



### 2. 用途

動物用医薬品

### 3. 使用目的

鎮静剤

### 4. 提出された毒性試験の概要

表1、表2参照

## II. 食品健康影響評価

食品中に残留する農薬等のポジティブリスト制の導入に際して、現行の食品、添加物等の規格基準（昭和34年12月28日厚生省告示第370号）第1食品の部A食品一般の成分規格の項及びD各条の項において残留基準（参照1）が設定されているマホプラジンについて、食品健康影響評価を実施した。

具体的な評価は、「暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順」（平成18年6月29日食品安全委員会決定）の2（2）①の「その他の方法」として、動物用医薬品専門調査会及び肥料・飼料等専門調査会において定めた「暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価の考え方について」（令和2年5月18日動物用医薬品専門調査会及び令和2年6月15日肥料・飼料等専門調査会決定。以下「評価の考え方」という。）に基づき、厚生労働省から提出された資料（参照2～12）を用いて行った。

マホプラジンは、これまで国内外において評価が行われておらず、ADIの設定が行われていない。

各種遺伝毒性試験（表1）の結果から、マホプラジンには遺伝毒性はないと判断した。

各種毒性試験（表2）の結果から、最も低いNOAELは、ラットの3週間亜急性毒性試験及び13週間亜急性毒性試験でみられた1.3 mg/kg 体重/日であった。

現行のリスク管理における体重（1 kg）当たり及び1日当たりの推定摂取量は、最大と試算された幼児（1～6歳）で0.000062 mg/kg 体重/日<sup>1</sup>（参照12）と算定されている。

したがって、マホプラジンの体重（1 kg）当たり及び1日当たりの推定摂取量と

<sup>1</sup> 平成17年～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書をもとにしたTMDI（Theoretical Maximum Daily Intake：理論最大1日摂取量）による。



NOAEL との比較による MOE は 21,000 であり、評価に用いた資料には慢性毒性試験、発がん性試験及び繁殖毒性試験が不足していることを考慮しても、NOAEL と現行のリスク管理を基にした推定摂取量には十分な余裕があると判断した。

これらのことから、本成分は、評価の考え方の 3 (3) ①に該当する成分であると判断され、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、食品健康影響は無視できる程度と考えられる。

表 1 遺伝毒性試験の概要

試験		対象	用量(メシル酸マホブラジンとして) <sup>a</sup>	結果	参照
<i>in vitro</i>	復帰突然変異試験	<i>Salmonella typhimurium</i> (TA1535、TA1537、TA1538、TA98、TA100) <i>Escherichia coli</i> (WP2 <i>uvrA</i> )	10~5,000 µg/plate (±S9)	陰性	参照 3、4
<i>in vitro</i>	DNA 損傷試験 (Rec-アッセイ)	<i>Bacillus subtilis</i> (H17Rec <sup>+</sup> 、M45Rec <sup>-</sup> )	50~1,000 µg/disk <sup>b</sup>	陰性	参照 3、4
<i>in vitro</i>	染色体異常試験	チャイニーズハムスター肺由来細胞 (CHL/IU)	0.0553~0.42 mg/mL、- S9 0.10~0.76 mg/mL、+ S9 (6 時間処理) 0.0316~0.24 mg/mL、- S9 (24 時間処理)	陰性	参照 5
<i>in vivo</i>	小核試験	マウス (CD1(ICR)、雌雄)、骨髄	2 日間強制経口投与 31.3、62.5、125 mg/kg 体重/日 (最終投与 24 時間後に採取)	陰性	参照 6

±S9：代謝活性系存在及び非存在下

a：試験はすべてメシル酸マホブラジン (C<sub>22</sub>H<sub>28</sub>FN<sub>3</sub>O<sub>3</sub>・CH<sub>3</sub>SO<sub>3</sub>H 分子量 497.59) にて実施されており、用量はすべてメシル酸マホブラジンとしての量。

b：ストリーク法

表2 各毒性試験の概要

動物種	試験	投与量 <sup>a</sup> (メシル酸マホプラジンとして mg/kg 体重/日)	無毒性量等(メシル酸マホプラジンとして mg/kg 体重/日)及び 最小毒性量でみられた所見	参照
マウス	急性毒性試験	強制経口投与	LD <sub>50</sub> =443 (381~510) mg/kg 体重 (雄) LD <sub>50</sub> =429 (360~501) mg/kg 体重 (雌)	参照 3、7
ラット	急性毒性試験	強制経口投与	LD <sub>50</sub> =456 (387~522) mg/kg 体重 (雄) LD <sub>50</sub> =434 (335~507) mg/kg 体重 (雌)	参照 3、7
	3週間 亜急性 毒性試験	0、1.6、8、40、200 強制経口投与	1.6 鎮静	参照 3、 8、9
	13週間 亜急性 毒性試験	0、1.6、8、40 強制経口投与	1.6 鎮静 Alb、Glb、TP 及び Ca の低下 Cre 及び BUN の増加 精巣の相対重量増加、乳腺の腺胞増殖及び 分泌亢進	参照 3、 8、10
	発生毒性 試験	0、2、10、50 (妊娠 7~17 日) 強制経口投与	2 (LOAEL : 母動物) 鎮静 10 (児動物) 胎児体重の低下、骨化の遅延、骨格異常胎 児出現率増加	参照 3、11
POD (メシル酸マホプラジンとして mg/kg 体重/日)			NOAEL : 1.6 (マホプラジンとして : 1.3) <sup>b</sup>	
POD 根拠資料			ラットの 3 週間亜急性毒性試験 及び 13 週間亜急性毒性試験	
MOE (POD/推定摂取量(マホプラジン として mg/kg 体重/日))			21,000 (1.3/0.000062 <sup>c</sup> )	

a : 毒性試験はすべてメシル酸マホプラジン (C<sub>22</sub>H<sub>28</sub>FN<sub>3</sub>O<sub>3</sub> · CH<sub>3</sub>SO<sub>3</sub>H 分子量 497.59) にて実施されており、投与量はすべてメシル酸マホプラジンとしての量。

b : 食品安全委員会において算出。

c : 推定摂取量はマホプラジン (C<sub>22</sub>H<sub>28</sub>FN<sub>3</sub>O<sub>3</sub> 分子量 401.47) として試算されている。

<別紙：検査値等略称>

略称等	名称
ADI	許容一日摂取量：Acceptable Daily Intake
Alb	アルブミン：Albumin
BUN	血中尿素窒素：Blood Urea Nitrogen
Ca	カルシウム：Calcium
Cre	クレアチニン：Creatinine
Glb	グロブリン：Globulin
IP	無機リン：Inorganic Phosphorus
LD <sub>50</sub>	半数致死量：Lethal Dose 50%
LOAEL	最小毒性量：Lowest-Observed-Adverse-Effect Level
MOE	ばく露マージン（ばく露幅）：Margin of Exposure
NOAEL	無毒性量：No-Observed-Adverse-Effect Level
POD	出発点：Point of Departure
TP	総蛋白質：Total Protein

## <参照>

1. 食品、添加物等の規格基準（昭和34年12月28日厚生省告示第370号）
2. 厚生労働省：マホプラジンに関する資料
3. 厚生労働省：ポジティブリスト制度による暫定基準見直し成分に係る資料についてマホプラジン（非公開）
4. 畜産生物科学安全研究所：IK-640の変異原性試験、1984（非公開）
5. 食品薬品安全センター：マホプラジンの哺乳類培養細胞を用いる染色体異常試験（農林水産省委託試験）2008（非公開）
6. 食品薬品安全センター：マホプラジンのげっ歯類を用いる小核試験（農林水産省委託試験）2009（非公開）
7. 大原嘉樹、堀 正樹、岩崎 仁、守田隆志、五十嵐高史：IK-640の急性毒性試験、月刊 動薬、1987、7(3)、1-14
8. 橋爪昌美、伊藤義彦、高麗須美子、赤木 博、野田 篤、乾 純夫、昆 尚美、杉本忠美：IK-640のラットにおける亜急性および慢性毒性試験、月刊 動薬、1987、7(4)、1-7
9. 畜産生物科学安全研究所：IK-640のラットにおける3週間強制経口投与による亜急性毒性試験、1985（非公開）
10. 畜産生物科学安全研究所：IK-640のラットにおける13週間強制経口投与による慢性毒性試験、1985（非公開）
11. 橋詰良一、野田 篤、伊藤雅也、白石道子、乾 純夫：IK-640のラットにおける催奇形性試験 1987、月刊 動薬、1987、7(4)、8-16
12. 厚生労働省：マホプラジンの推定摂取量（令和2年3月17日）